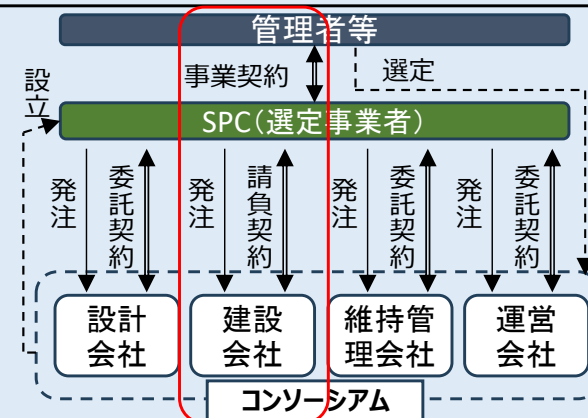
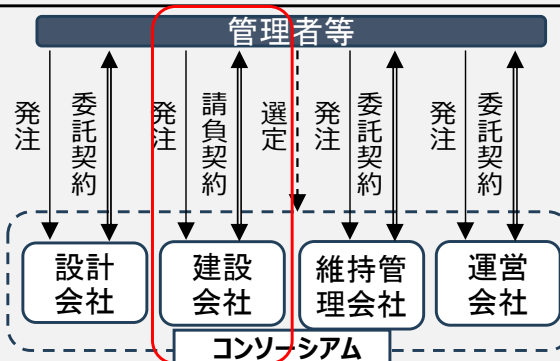
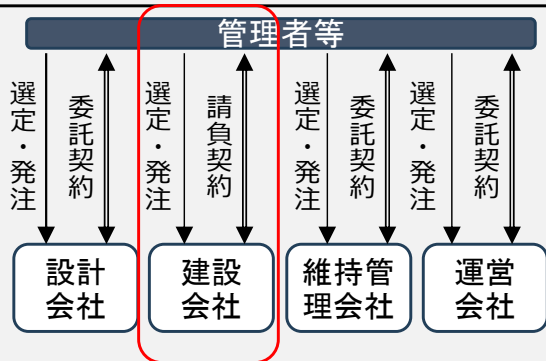


PFI事業の主な特徴と代表的な公共事業発注方式との比較

- PFI事業は、PFI法に定める事業契約（法第5条第2項第5号）を締結することで、公共施設等の管理者等が**選定事業者（管理者等から選定された民間事業者）の責任において提供される公共施設・サービスを選定事業者から購入**するもの。
- 公共施設等の管理者等と選定事業者との間の契約には、**PFI法が適用**され、選定事業者と各事業者（選定事業者の発注先）との間の契約には、建設業法等が適用される。なお、PFI法と重ねて建設業法等（※1）が適用され得るのは、選定事業者自らが建設工事を行う場合（※2）等に限られる。
- 公共施設等の管理者等は公共サービスの提供について責任を負い、**個々の業務については選定事業者が発注者責任を負う**。

	従来型の公共事業	いわゆるDBO（※3）方式の公共事業	PFI事業（BTO方式）
基本的な考え方	管理者等自ら業務毎に事業者を選定・発注し、公共サービスを提供	事業者を一括して選定後、管理者等自ら業務毎に事業者が発注し、公共サービスを提供	事業者を一括して選定後、事業者が業務毎に発注。管理者等は事業者が提供するサービスを購入
契約・法的枠組み	管理者等自ら業務毎に契約（建設工事に係る契約には建設業法等が適用）	管理者等自ら業務毎に契約（建設工事に係る契約には建設業法等が適用）	管理者等は事業契約を締結（PFI法が適用） 事業者が業務毎に契約（建設工事に係る契約には建設業法が適用）
資金調達	補助金・地方債・一般財源等により すべて管理者等が調達	補助金・地方債・一般財源等により すべて管理者等が調達	民間がプロジェクトファイナンス等により調達 金融機関のモニタリング機能が働く 補助金・地方債を活用する場合もあり
財政負担	整備費は 引渡し時一括払 （前払、出来高払も可能） 管理運営費は年度毎に支払	整備費は 引渡し時一括払 （前払、出来高払も可能） 管理運営費は年度毎に支払 （5年超の長期契約であることが一般的）	整備費を 竣工後、事業期間にわたって分割払（平準化） が可能 管理運営費は年度毎に支払 （5年超の長期契約であることが原則）
リスク分担・管理	事業に係るリスクは主に 管理者等が負担 業務毎に管理者等自らが管理	事業に係るリスクは主に 管理者等が負担 業務毎に管理者等自らが管理	事業に係るリスクを管理者等と事業者で 分担 業務毎の管理は事業者が実施し、管理者等は業務全体のサービス水準を管理

スキーム図
（一般的
な例）



※1：建設業法のほか公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や公共工事の品質確保の促進に関する法律が考えられる。
 ※2：選定事業者自らが建設工事を行っているといえるか否かは、準備行為を含めた建設工事の開始までに、選定事業者の業務分担や責任等が契約書やその附属書類、覚書等において明確にされているか、及び選定事業者の業務の実質が建設工事の請負とみなし得るかという観点から判断される。
 ※3：設計・建設・維持管理・運営、民間資金調達を包括的に実施する事業方式をDBF(Finance)Oと呼ぶこともあるが、DBFOの典型例はPFI法に基づくPFI事業である。
 ※4：公共に代わり民間事業者が自らの責任で請負工事等を発注する契約方式を法定したものはPFI事業のみ。